

農林水産常任委員会関係

山形県立農林大学校条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p align="center"><u>山形県立農林大学校条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 農林業を担う優れた人材及び農山村地域において指導的役割を担う者を養成するとともに<u>農林業者等の研修を行うため、山形県立農林大学校（以下「大学校」という。）を新庄市大字角沢1366番地</u>に置く。</p> <p><u>(部及び修業期間)</u></p> <p>第2条 大学校に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の修業期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>修業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成部</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>研修部</td> <td>研修の内容に応じて知事が定める期間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(入校資格)</u></p> <p>第3条 大学校に入校することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>養成部</u> <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者</u></p> <p>(2) <u>研修部</u> <u>農林業者、農山村地域の指導者その他知事が研修を受けさせることが適当と認めた者</u></p>	部	修業期間	養成部	2年	研修部	研修の内容に応じて知事が定める期間	<p align="center"><u>東北農林専門職大学附属農林大学校条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 農林業を担う優れた人材及び農山村地域において指導的役割を担う者を養成する<u>ため、東北農林専門職大学附属農林大学校（以下「大学校」という。）を新庄市</u>に置く。</p> <p><u>(部及び修業期間)</u></p> <p>第2条 大学校に養成部を置き、修業期間は、<u>2年</u>とする。</p> <p><u>(入校資格)</u></p> <p>第3条 大学校に入校することができる者は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者</u>とする。</p>
部	修業期間						
養成部	2年						
研修部	研修の内容に応じて知事が定める期間						

附則第2項関係（山形県立農林大学校の授業料等徴収条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p align="center"><u>山形県立農林大学校の授業料等徴収条例</u></p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第1条 県は、<u>山形県立農林大学校条例（昭和57年12月県条例第33号。以下「農林大学校条例」という。）</u>第1条に規定する<u>山形県立農林大学校</u>における授業料、寮の使用料（以下「寮使用料」という。）、入校料及び入校考査料を、この条例の定めるところにより徴収する。</p>	<p align="center"><u>東北農林専門職大学附属農林大学校の授業料等徴収条例</u></p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第1条 県は、<u>東北農林専門職大学附属農林大学校条例（昭和57年12月県条例第33号。以下「附属農林大学校条例」という。）</u>第1条に規定する<u>東北農林専門職大学附属農林大学校</u>における授業料、寮の使用料（以下「寮使用料」という。）、入校料及び入校考査料を、この条例の定めるところにより徴収する。</p>

別表

区分	授業料	寮使用料	入校料	入校審査料
—略—				

備考 この表において「養成部」とは、農林大
学校条例第2条に掲げる養成部をいう。

別表

区分	授業料	寮使用料	入校料	入校審査料
—略—				

備考 この表において「養成部」とは、附属農
林大学校条例第2条に掲げる養成部をい
う。